

情報通信審議会 情報通信技術分科会 電波利用環境委員会(第2回)議事要旨(案)

1 日時

平成23年4月19日(火) 14時00分～14時50分

2 場所

中央合同庁舎2号館 総務省 第1特別会議室

3 出席者(敬称略)

(1) 構成員

藤原 修(主査)、安藤 真(主査代理)、雨宮 不二雄、池田 澄子、
井上 正弘、熊田 亜紀子、篠塚 隆、多氣 昌生、田中 謙治、塚原 仁、
徳田 正満、長谷山 美紀、林 亮司、堀 和行、渡邊 聡一

(2) オブザーバー

稲垣 一彦、上 芳夫、佐竹 省造、菅並 秀樹、田島 公博、野島 昭彦、
平伴 喜光

(3) 事務局

山田 和晴(電波環境課長)、丸尾 秀男(電波利用環境専門官)、
斉藤 永(電波環境課長補佐)、浦賀 毅(電波監視官)

4 議事

(1) 4月1日付けの所属団体での人事異動等に伴い、電波利用環境委員会及び各作業班の構成員名簿が更新されたため、事務局より参考資料2-1、参考資料2-2に基づき説明があった。

(2) CISPR SC/I 東京会議審議結果について、資料2-2に基づき雨宮構成員より説明があった。

主な質疑応答は以下の通り。

藤原主査： 参加者の状況はどうか。

雨宮構成員： 14か国から50名程度が参加した。シアトル会議の半分くらいである。

藤原主査： 30MHz以下の放射妨害波の昨今の議論について見通しはどうか。

雨宮構成員： CISPR11には既に測定法と許容値がある。ただIH機器を主な対象としているので、妨害波の発生のメカニズムがディ

スプレイの表面の放電であるプラズマテレビの場合に、そのまま提供できるか否かは不明であるという意見がでた。それと 30MHz 以下というのは通常は伝導妨害波で置き換えて測定を行っているのでそれとの相関を検討する必要があるなど、さらに検討すべき課題が多々ある。

藤原主査： 放射妨害波なので、意図しているのは磁界か電界か。

雨宮構成員： 磁界になるかと思う。磁界を測定するサイトをどうするかなどの問題があり、3m、10m の電波暗室ではどうなのかといった議論がある。また、オープンサイトでは（背景雑音の）問題もあり、議論が続いている。

- (3) 電波利用環境委員会報告「局所吸収指針の在り方」(案)に対する意見の募集の結果及び委員会の考え方について、事務局より資料 2-3 に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり。

藤原主査： パブコメにおいて 3 者から 5 件の意見が寄せられ、2 者からの 2 つの意見では賛同いただいている。残り 3 件の提出元の電磁環境委員会（事務局：一般社団法人電波産業会）からの意見も基本的には局所吸収指針の 6 GHz までの拡張には反対はないと捉えられるが、②の意見では電磁界強度指針で測る方が簡便であるため、その可能性は排除しないで欲しいという趣旨であるとの印象を受ける。「なお、人体から 20cm 以内（300MHz 以上の周波数では 10cm 以内）の空間で使用する機器については、その状況ごとに個別の判断が必要である。」という記述の個別の判断が曖昧である。技術が発展し、今後、電力密度で測る可能性も残してあると私は考えていたのだが、どうなのか。

多氣構成員： 局所吸収指針ができる前は、電磁界強度指針（補助指針）において、定格出力 7W 以下の電波放射源については評価を要しないとしていたが、離隔距離が 10cm（100kHz～300MHz では 20cm）未満の場合、定格出力 7W 以上の電磁放射源に適用される管理指針が存在しなかった。局所吸収指針ができたことにより、3 GHz まではグレーゾーンがなくなり、基礎指針を超える恐れがある場合には、局所吸収指針で評価することを促すよう電磁界強度指針（補助指針）を修正した。一方、10cm 未満では必ず局所吸収指針を適用しなければならないということではなく、基礎指針の考え方によって、電波防護指針を超える可能性がなければ、局所吸収指針を用いた評価を行わないケースもあり、

個別の判断が必要としている。実際、20mW 以下では問題はなく、微弱な漏洩しかない場合についても、全て SAR を測定しろと要求しているわけではない。ただし、基礎指針を満たすかどうかの判断に、電磁界強度指針を適用して良いとは書いていない。今回、3 GHz から6 GHz まで拡張したので、6 GHz までは SAR で測定できることになったが、10cm 以内の距離に電力密度を適用してはいけないのかということに関しては、もっと短い波長、例えば 60GHz 等になった場合、10cm 離れた時は 20 波長分あることになる。そういうことになると別の考え方もあるだろうということを、あらかじめ否定することにならないようにしている。基本的には電磁界強度指針が使えるとは言っていない、安全を担保するためにどうあるべきかという基礎指針の考え方にたった場合にどうするかを個別に判断するということである。

今回は、周波数範囲の上限を 3 GHz から 6 GHz へと拡張するところしか変えていない。それが我々の認識である。表現に誤解を招くものがあり、明確にするため、周波数範囲を明記した。

藤原主査： 資料 2-4、資料 2-5 の案を取ってよろしいか。

構成員全員： 了

藤原主査： それでは、案を取り 5 月 17 日の情報技術分科会で報告することとする。

(4) その他

次回会合のスケジュールについては、別途事務局から連絡する旨の説明があった。

【配付資料】

- 資料 2-1 電波利用環境委員会（第 1 回）議事要旨（案）
- 資料 2-2 CISPR SC/I 東京会議 審議結果
- 資料 2-3 電波利用環境委員会報告「局所吸収指針の在り方」（案）に対する意見の募集の結果及び委員会の考え方（案）
- 資料 2-4 電波利用環境委員会報告（案）
- 資料 2-5 電波利用環境委員会報告（案）概要
- 参考資料 2-1 電波利用環境委員会構成員一覧
- 参考資料 2-2 電波利用環境委員会作業班構成員一覧